

住民のいのちと健康、福祉を守るために
社会保障施策の拡充を求めるための懇談

1. 日時 令和元年10月25日(金)
2. 懇談時間 午前9時～午前10時30分
3. 場所 輪島市役所3階大会議室
4. 出席者 石川県社会保障推進協議会 10名～15名

輪島市関係者 10名

職名	氏名	備考
市民課長	村田 直之	
市民課国保係長	宮腰 晃世	
市民課主査	萬正 智子	
健康推進課長	紙谷 広光	
健康推進課課長補佐兼健康増進係長	宮中 美花	
健康推進課介護支援係長	堤 聡	
教育総務課課長補佐兼庶務係長	山本 浩美	
福祉課長	毎田 純子	
福祉課参事兼課長補佐	刀祢 真裕美	
福祉課庶務係兼地域福祉係長	赤田 真理子	

住民のいのちと健康、福祉を守るために社会保障施策の拡充を求める要望書に対する回答（輪島市）

要 望 要 旨	回 答	担当課
1. 子育て支援について		
<p>★（1）6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市町村に努力義務化されました。2018年度金沢市が実施した「子どもの生活実態調査」のように、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにして、その調査をもとに「対策計画」を策定し、対策を進めてください。教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている「無料塾」や「子ども食堂」のとりくみを支援してください。</p>	<p>（1）「子どもの貧困」に限定した調査は実施しておりませんが、ひとり親家庭においては、8月の児童扶養手当の現況届け時に家庭状況に関するアンケート調査を行い、家計や就労の実態把握に努めています。内閣府が2020年に実施予定の「子どもの貧困の全国調査」の結果や本市で行っているひとり親家庭へのアンケート調査もふまえ、子どもの貧困施策に取り組んでいく予定です。</p> <p>教育・学習支援につきましては、輪島市ケーブルテレビにて「わじまっ子テレビ塾」をしており、公民館においても教員OBによる学習教室を行っています。今年度はあらたにひとり親家庭のお子さんを対象とした学習支援も開始しました。</p> <p>子ども食堂については、市内3会場、それぞれ月1回以上の頻度で開催しております。</p>	福祉課
<p>（2）石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げてください。</p>	<p>（2）石川県市長会や県内福祉事務所長会議の中で議題として取り上げています。</p>	福祉課
<p>★（4）小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。</p>	<p>（4）学校給食の食材費については、保護者の負担となっております。1食あたり小学校では約270円、中学校では約300円を徴収することは、保護者の役割分担としては適正なものと考えております。したがって、多子家庭に対する無償化につきましても、実施することは考えておりません。</p>	教育総務課
<p>（5）就学援助制度の改善 ①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。2018年10月からの生活保護基準引き下げにより現在の対象者が切り捨てとにならないようにしてください。</p>	<p>（5） ①現時点では生活保護基準（率）を変更する考えはありませんが、県内の動向を見極めながら今後考えていきたいと思っております。</p> <p>また、本市では、就学援助の認定基準が、2018年10月以前と変わらないように対応しております。</p>	教育総務課

<p>②申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また年度途中でも申請できることを周知徹底してください。</p>	<p>②経済的理由による制度の活用にあつては、この制度の趣旨の徹底を図り、補助対象となる者の認定に対して遺漏のないよう、学校長並びに必要なに応じて福祉事務所長及び民生委員と連携を図っていかなくてはなりません。このような観点から、常日頃から見回り等により地域世帯のことを一番把握している地区担当民生委員から、必要に応じて情報提供や証明をいただくことは、就学援助制度の適正な運用に必要であると考えます。</p> <p>また、就学援助制度の年度途中で申請ができる旨の内容を制度のお知らせの中に記しております。保護者へは周知済みです。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>③就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金は要保護世帯の入学準備金と同額にしてください。</p>	<p>③現時点では実態調査を行う予定はありません。また、入学準備金（新入学児童生徒学用品費）につきましては、希望者に対し、要保護世帯と同じ金額を入学前の3月に支給しております。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>★④就学援助給付の学校給食については学校給食費の全額を給付してください。同時に加賀市が実施したように「現物給付化」してください。</p>	<p>④学校給食費については、準要保護世帯であれば、国が示す補助予算単価の9割を給付しており、金銭的には妥当と考えております。また、現時点では「現物給付化」する予定はありませんが、県内の動向を見極めながら今後考えていきたいと思ひます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(6) 学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡大してください。</p>	<p>(6) スクールソーシャルワーカー(生徒支援アドバイザー)は、市町教育委員会からの要請により、県教育委員会から派遣されるものでありますが、各学校と相談しながら、必要に応じて派遣要請を行っていききたいと思ひます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(7) 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの全校配置を実施してください。</p>	<p>(7) スクールカウンセラーは今年度から全校配置できました。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>★(8) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額4,500円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになりました。(生保世帯・第3子、年収360万円以下は免除) 副食材料費の実費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることはないよう減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>(8) 副食費は自宅で子育てを行う保護者と同様に保護者の負担となりますが、月額4,500円は従来の多子世帯の減免措置の金額より下回る金額であり、保護者の負担が増えることはありません。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(9) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の処遇改善を直ちに実施してください。市町単独事業で財政的な支援を行ってくださ</p>	<p>(9) 保育士の配置については、市内全12ヶ所での国の基準に基づき職員を配置しており、拡充の予定はありません。</p> <p>保育士の処遇改善については、民間の事業者に対して国の</p>	<p>福祉課</p>

<p>い。(処遇改善助成金制度、福祉職職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)</p> <p>(10) 2018年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・1才半健診・3才児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。</p> <p>★(11) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と歯科については「齲歯(虫歯)が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校健診で「要受診」と判断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。</p>	<p>公定価格に基づいた施設型給付費の中に処遇改善等加算として給付されています。この加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築するため、職員の平均勤続年数・経験年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うものであり、確実に職員の賃金改善に充てることとなっています。</p> <p>(10)</p> <table border="1" data-bbox="639 499 1298 739"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>受診者数</th> <th>未受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期乳児(4か月)</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>後期乳児</td> <td>110</td> <td>84</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>1歳半</td> <td>141</td> <td>138</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>107</td> <td>102</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒に対しては、学校から保護者に受診依頼書を出すなどし、医師の受診済みの報告書を学校へ提出してもらっております。また、数か月たっても未受診の場合は、再度受診依頼をするなどしております。虫歯が10本以上ある状態になっている児童・生徒の実数を調査することは可能です。眼鏡については、9歳未満の小児弱視等の治療用眼鏡購入については、健康保険保険者からと子どもの医療費で助成がありますが、それ以外の保険適用外の購入に対する補助制度の創設は考えておりません。</p>		対象	受診者数	未受診者数	前期乳児(4か月)	105	105	0	後期乳児	110	84	26	1歳半	141	138	3	3歳	107	102	5	<p>健康推進課</p> <p>教育総務課</p>
	対象	受診者数	未受診者数																			
前期乳児(4か月)	105	105	0																			
後期乳児	110	84	26																			
1歳半	141	138	3																			
3歳	107	102	5																			
<p>II. 介護保険事業・予防事業・総合事業について</p>																						
<p>(1) 介護保険料</p> <p>★①一般会計繰入によって介護保険料を引き下げてください。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけてください。</p> <p>②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除してください。</p>	<p>①②現在の財政状況や保険制度維持の観点から、今のところ国に対する働きかけや市独自の保険料減免制度は考えておりません。</p>	<p>健康推進課</p>																				

<p>★③これ以上の介護保険料の引き上げをやめるために、国に調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げることを要望してください。</p>	<p>③調整交付金を別枠にして国庫負担割合を5%増やすことは、現在の保険負担5割、公費負担5割の原則を覆すことになります。これは制度の根幹に関わる部分となりますので、要望をすることは慎重にならざるを得ない部分となります。</p>	健康推進課
<p>(2)介護利用料・補足給付について ①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を創設・拡充をしてください。</p>	<p>①現在の財政状況や保険制度維持の観点から、今のところ市独自の利用料減免制度は考えておりません。</p>	健康推進課
<p>②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても支払い能力がない方に対しては措置制度を活用して救済してください。</p>	<p>②応能負担の原則から、新たな負担軽減は考えていません。対象外の段階で、一定の収入や一定の預貯金があった方で支払い能力がない方ではありません。</p>	健康推進課
<p>(3)介護保険利用の際の手続き ★①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。</p>	<p>①介護保険の相談については、窓口で個々の状況を聞き取りして行っています。その中で、要介護認定の申請は、個々の聞き取り後に、本人の意志や必要性があれば行っています。</p>	健康推進課
<p>②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。</p>	<p>②介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務は地域包括支援センターで行ってありますが、利用者が希望する居宅介護支援事業所についても、事務処理の効率化を図る観点から、地域包括支援センターの責任の下で給付請求額と同額で委託しております。</p>	健康推進課

<p>③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。</p>	<p>③基準回数を超えて利用したい場合、地域ケア会議で協議し、必要が認められた場合は利用が可能です。現在のところ認められなかった案件はありません。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(4)基盤整備について</p> <p>①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。</p> <p>★②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。</p> <p>★③多くの有料老人ホーム等では、介護給付費と施設利用料負担の合計額が介護度に関わらず、一定になるように、施設利用料負担額が設定されています。従って、軽度者であればあるほど、介護保険外の施設利用料負担が増える仕組みとなっています。住民の「介護施設利用の負担の実態」を調査し、住民の負担軽減のための施策を進めて下さい。</p> <p>★(5)総合事業について</p> <p>①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。</p> <p>②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。</p>	<p>①第7期介護保険事業計画では、高齢者数の減少や介護職員確保の問題があり、新規で増やす予定はありません。ただし、小規模多機能はサテライト型で少しずつ増やす計画としています。</p> <p>②現在の入所待機者の多くは介護3～5ですが、特例入所で待機されている介護1、2の方もいらっしゃいます。必要な方については、このように対応できているため、特に国への要望は考えておりません。</p> <p>③有料老人ホームの場合、利用料は家賃や光熱水費、食費は介護度にかかわらず同一の料金となっていることが多いですが、そこで利用する介護保険サービスの自己負担を含め一定としている事業所はありません。</p> <p>①総合事業では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける為に、各々の心身の状態に応じた適切な支援を必要な時期に柔軟に行うこととしています。そのため、状態像で区切る画一的な運用はしておりません。期間についても各々の必要性に応じマネジメントしています。</p> <p>②現在の財政状況から、一般財源の投入は考えておりませんが、地域の特性に応じたサービスの提供の為、総合事業と併せて既存の高齢者福祉サービスや社会資源の活用等の組み合わせで支援体制の充実を図っていきます。</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>

<p>★(6)介護職員確保について 介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。</p> <p>① 「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。</p> <p>② 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。</p> <p>③ 介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。</p> <p>④ 国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が年収 440 万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めてください。</p>	<p>本市においては、生産年齢人口の減少などで介護人材だけでなく、すべての業種で人材の確保が難しい状況となっています。そのため、介護に対する理解啓発を行うことで介護人材の掘り起しに繋がればと介護サポーター養成講座を実施しております。</p> <p>①第8期介護保険事業計画の作成のため、独自に法人向け、事業所向け、従事者向けのアンケート調査を予定しています。内容はセンターの調査と同じ項目もありますが、準じたものでの実施予定はありません。</p> <p>②介護人材だけでなく、すべての業種で人材確保が難しくなっています。市ではUターン・Iターン者向けの助成制度を実施し、定住者の増加を図っています。</p> <p>③介護人材だけでなく様々な業種で人材が不足していることや現在の財政状況から、介護に特化した市独自の助成制度は考えておりません。</p> <p>④10月から特定処遇改善加算が創設されたため、新たな制度を求める予定はありません。</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>
<p>Ⅲ. 高齢者医療・福祉の充実について</p>		
<p>★(1) 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。</p> <p>★(2) 東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。</p>	<p>(1) 現在、後期高齢者医療の方への資格証明書の発行はございません。短期保険証の方に対しては、生活実態を伺ったうえで、納付をお願いし、保険証をお渡ししております。差押えにつきましては、他税の還付金等でございます。</p> <p>(2) 後期高齢者の方の窓口負担をすべて輪島市で負担することは、財政的に大変困難なことですのでご理解ください。 *6. 1億円</p> <p>(3) 65～74歳の一定の障害がある方は、後期高齢者者医療に加入することができるため、後期高齢者医療への加入を進めています。何らかの事情で加入されない場合は、自己負担額の1割をしております。現時点では、加入できるのに加入しない方の全額適用は考えておりません。</p>	<p>市民課</p> <p>市民課</p> <p>福祉課</p>

<p>(4) 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。</p>	<p>(4) 現在のサービスでは、1日2回(昼食・夕食)毎日型の配達体制をとっており、対象者に関するアセスメントを踏まえて利用いただいております。事業に係る経費は増加しておりますが、これまで利用者負担の増額はH20年度の1回のみで、できるだけ必要な回数を利用いただけるよう事業内容の充実に努めております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>(5) 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施してください。 ★①補聴器購入費助成制度を創設してください。</p>	<p>①補聴器の補助(給付)については、身体障害者手帳取得者に行っております。また、手帳取得に至らない軽度・中等度の難聴児(18才未満)に対しての補助は行っております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」(猛暑の時、どのように過ごしているか等)を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費(買い換え費も)などの補助を行う仕組みを創設してください。</p>	<p>②近年の猛暑による高齢者等の健康管理については、夏季の重要課題です。国、県をはじめ関係機関で情報連携し熱中症予防対策をとっております。エアコン購入費補助は他自治体の動向を参考にしながら検討していきます。併せて、水分補給をはじめとする体調管理方法やクールシェアなど具体的な予防策を取り組んでいきたいと思っております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★③高齢者や障害ある人には、公共交通機関利用料を無料・低額にする仕組みを創設してください。</p>	<p>③高齢者の外出支援の1つとして、タクシー利用料金助成制度を設けており、助成券1枚あたり初乗り運賃分が助成されます。今後、タクシーのみならず、のらんげバス、あいのりバス、電動カートとの組み合わせで、外出の促進につながる仕組みを提案できればと考えております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★④高齢者団体やサークルが健康予防活動、文化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。</p>	<p>④地域における高齢者の介護予防活動等は、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で生活し続けるための大きな効果につながると考えております。市内各地で多くのグループが活動していますが、多くは会場利用料金が発生していない施設を利用していると承知しております。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑤ 宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり(通いの場)への助成(家賃・光熱費助成など)を実施・抜本的に拡充してください。</p>	<p>⑤「地域住民グループ活動事業費補助」の制度が設けられており、活動費用の一部の補助を行っております。</p>	<p>健康推進課</p>

<p>⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	<p>⑥各種サービスの利用を通じて、多角的に独居高齢者等の見守りを行っています。 介護保険サービス（総合事業含む）や軽度援助サービスの利用により生活支援を行います。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑦高齢者や障害ある人などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。</p>	<p>上記⑤の回答と併せて、介護認定が重度の方などの外出支援として福祉有償事業（リフト車の運行）を実施しております。現在1事業者が2台の車両で対応しております。市内各地の方に利用しやすい仕組みづくりを今後検討していきたいと考えております。 また、生活支援体制整備事業において、各地域で住民と行政が話し合い、高齢者の移動問題を含めた課題を解決する体制づくりを進めています</p>	<p>健康推進課</p>
<p>⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。</p>	<p>⑧现阶段では検討しておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>★⑨災害から、住民のいのちと安全を守るために、非難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいのある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実（ベットやトイレ、冷暖房、プライバシー確保、車椅子等々）、福祉避難所の整備等を実施してください。</p>	<p>⑨市の要配慮者台帳には4月1日現在1,339人の方が登録されており、これらの方については、民生委員等との情報連携はできており、避難の際の確認支援体制は整っています。ただし、市内において避難時に配慮が必要と見込まれる方が5,166人おり、台帳登録が25.9%にとどまっていることから登録体制の見直しが必要だと考えており、今後民生委員の方が作成している要援護者台帳との突合などを行い登録や支援体制の強化を進めていく予定です。避難所については長期間にわたる避難のため各避難所に毛布や水、非常食等の備蓄を行っています。一部の避難所には簡易ベッドや車いすを整備しています。福祉避難所については、高齢者・障害者・妊産婦等と3種類あり、市内の事業所と協定を結んでいます。</p>	<p>健康推進課 福祉課</p>
<p>★（7）国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。</p>	<p>（7）国の管轄している業務であるため、今後も国の動向を注視していきたいと考えております。</p>	<p>市民課</p>
<p>①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」は廃止すること。</p>	<p>また、全国市長会を通しての要望を考えております。</p>	
<p>②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。</p>		
<p>③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。</p>		
<p>④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。</p>		
<p>⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金</p>		

<p>保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。</p> <p>IV. 障害者控除認定制度について</p> <p>★(1) 介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か、②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円(65歳以上の場合、年金収入245万円まで)は住民税非課税となる」こと「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。</p>	<p>(1)～(3) 制度は毎年広報で市民全体に周知を行っています。また、毎年2月頃には、前年中に認定を受けた方に、案内文章と申請書を送付しています。また、当市の認定書は記載事項に変更がない限り使えるものとなっています。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>★(2) かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。</p> <p>★(3) 上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。</p>		
<p>V. 国民健康保険制度の改善について</p>		
<p>1. 保険料(税)について</p> <p>★(1) 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。</p> <p>★(2) 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。</p> <p>★(4) 国保料(税)の減免制度を活用できるように改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免(前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯)等の減免制度を設けてください。</p>	<p>(1) 減免制度の拡充につきましては、今後の国の動向を見守っていきたく思っております。一般会計からの法定外繰入につきましては現段階では検討しておりません。</p> <p>(2) この件に関しましては、検討しておりません。</p> <p>(4) 輪島市の国民健康保険税の申請減免制度は、納税義務者の自然災害、失業、廃業、疾病、死亡等による所得減少を対象としております。お示しいただいております内容につきましては、現在のところ考えておりません。</p>	<p>市民課</p> <p>市民課</p> <p>市民課</p>

<p>2. 保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>★(1) 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害ある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p> <p>(2) 窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況などを確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。</p> <p>★(3) 滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p> <p>(4) 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>★(5) 保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差し押さえなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差し押さえについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押ないでください。</p> <p>税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の運用をはじめ、分納・減免などで対応してください。</p>	<p>(1) 国民健康保険の資格者証を発行する対象世帯は、納税する経済力がありながら納税しない、悪質な滞納世帯としております。お示しされているような世帯への発行は、現在ございません。</p> <p>(2) 今年度、資格証明書の発行はございませんが、資格証明書で受診された場合、窓口で全額自己負担での支払いとなりますが、後日、市民課窓口での申請により払い戻しが行われます。</p> <p>(3) 滞納者であっても納税する経済力があると判断できる場合は、制限はやむを得ないと考えております。</p> <p>(4) 保険税の徴収を担当している税務課と納税の状況を確認しながら、完納が見込める世帯に対しては正規の保険証を交付しております。</p> <p>(5) すべて関係法令に基づいて事務を執り行っております。差押えや短期保険証の発行などについては法令を順守しつつ必要に応じて実施しております。</p>	<p>市民課</p> <p>市民課</p> <p>税務課 市民課</p> <p>税務課</p> <p>税務課</p>
---	--	--

<p>3. 一部負担金の減免制度について 窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担減免制度の抜本的な拡充で、必要な受診が確保されるようにしてください。 ★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。</p>	<p>①輪島市では一部負担金の減免制度を設けておりますが、基準の拡充などの予定はございません。</p>	<p>市民課</p>
<p>②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。</p>	<p>②保険税の減免相談や、福祉課への生活保護の相談、地域包括支援センター、病院のソーシャルワーカーとの連携を図り制度の周知に努めています。</p>	<p>市民課</p>
<p>③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。</p>	<p>③保険税の減免相談や、福祉課への生活保護の相談と連携を図り制度の周知に努めています。</p>	<p>市民課</p>
<p>④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、(44条を適用するに当たっては)「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と表明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。</p>	<p>④対象世帯に賦課された国民健康保険税に未納がある場合は減免の対象としておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。</p>	<p>⑤市立輪島病院では、「生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延べ数が取扱い患者の総延べ数の10%以上であること」という認定基準に満たないため、検討しておりません。</p>	<p>輪島病院</p>
<p>4. 国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをした上でホームページでも公開してください。</p>	<p>4. 輪島市におきましても、運営協議会を開催し、委員の皆様は輪島市の国民健康保険の運営をご審議いただいております。ご審議いただき決定された件につきましては、国保の運営に反映しております。現在のところ、協議会の資料や審議中の会議録等をホームページ等で公開することは考えておりません。</p>	<p>市民課</p>

<p>⑥70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。</p>	<p>⑥ 具体的には、世帯内に70歳から74歳までの被保険者しかおらず、世帯主も70歳以上である場合に限り、市町村が条例などで別段の定めをすることで、高額療養費支給申請手続を簡素化することが可能となりますが、70歳～74歳の世帯に70歳未満の加入・脱退によっては対象・対象外を繰り返すことになること、一部負担金を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があることなど、被保険者に混乱を招くことから、現段階では導入を検討しておりません。</p>	<p>市民課</p>
<p>VI. 障害がある人の施策の充実について</p>		
<p>★(1) 三障害平等という理念に反して、精神保健手帳所持者は心身障害者医療費助成制度の対象になっていません。自立支援医療で減免の仕組みがあるものの、精神の疾病だけが対象で不十分です。精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(全国の過半数以上の市町が実施)</p> <p>★(2) 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度など医療保険の違いを超えて、65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を、償還払いではなく、現物給付(64歳以下同様)に戻すために、県の補助要綱の改正を求める意見を上げてください。</p> <p>★(3) 通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。</p>	<p>(1) 現在は身体障害者手帳1～3級、療育手帳所持者が医療費助成の対象となっており、そのうち、身体1、2級と療育A、Bの一部で県の補助があります。自主財源が乏しい本市においては、単独では難しいので、県の支援が必要だと考えます。</p> <p>(2) 県市長会等で要望をしています。</p> <p>(3) 国保の被保険者を対象に実施しています。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>市民課</p>
<p>VII. 生活相談総合窓口の設置について</p>		
<p>★(1) 住民の様々な深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置を実施してください。</p>	<p>(1) 住民生活相談といっても、高齢者、児童、生活困窮、障害者、母子(父子)、DV、消費者問題等幅は広く、総合相談窓口は設置しておりませんが、何処の課で相談を受けても、その相談内容に応じて担当課への繋ぎ、関係課との連携、及び関係機関との職種連携を図りながら問題解決に向けた支援に努めております。</p>	<p>福祉課</p>

VIII. 健診事業・健康づくり事業の推進について		
★(1) 住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。	(1) 検診の必要性について、対象者への個別案内や地区の健康教室等で周知に努めている。かかりつけ医からの勧奨や細やかな声掛けを推進し受診率の向上に努めたい。	健康推進課
★(2) ガン検診の受診率を大幅に引き上げてください。	(2) がん検診受診率の向上の取り組みとして、平成 26 年度からがん好発年齢の 40 歳を対象に市独自で全がん検診クーポン券(胃・大腸・乳・子宮がん)を発行し、検診料金の無料化を実施している。平成 29 年度からは対象を 50・60 歳にも拡大した。 また、職域にも働きかけ、事業所に出向いてがん検診を実施している。今後も、がん検診の健康教育など更に普及啓発活動を実施していきたい。	健康推進課
★(3) 特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70 歳になると健診項目を減らすことは実施しないでください。費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。	(3) 国の定める基本項目に心電図検査や総コレステロール検査等を追加し、内容を充実させ実施しております。	市民課
(4) がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。	(4) がん検診の内容については、厚生労働省が推奨する検診(有効性に基づくガイドライン)を実施している。特定健診集団健診はすべてがん検診と同時実施している。特定の年齢の方には、がん検診等無料クーポン券を発行している。	健康推進課
(5) 歯周疾患検診については、年 1 回無料で受けられるようにしてください。少なくとも 40・50・60・70 歳の検診は必ず実施してください。また、保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	(5) 歯周病検診を輪島歯科医師会に委託し、市内すべての歯科医院で受診できる体制となっている。対象者は年度年齢 40・50・60 歳の方とし、個別通知を行い、自己負担金なしで受けることができる。 また、市民を対象として、年 1 回「歯と食の健康フェア」を開催し、歯科健診やブラッシング指導等を無料で行っている。	健康推進課
(6) 産婦健診の助成対象回数が 1 回の市町村は 2 回に拡充してください。妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	(6) 平成 30 年 4 月より産婦健診の助成対象を 1 回から 2 回にしている。妊婦歯科検診は実施しているが、産婦の状況を考え、今のところ実施予定はありません。	健康推進課
(7) WHO が認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。	(7) 学校でテレビやゲームは合わせて 1 日 2 時間以内というルールや、ゲームやインターネット通信ができる SNS 機器は午後 9 時以降は親が預かるというルールを決め、児童や保護者に周知し、他に決めたルールと共に守ることができたか取組状況のチェックをしているところもあります。 また、PTA の会合時等にインターネットに関する情報学	教育総務課

	<p>習会を開催するところもあります。 今後も学校ごとに様々な取り組みを行うよう支援してまいりたいと思っております。</p>	
IX. 予防接種について		
<p>★(1) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)に助成制度を設けてください。</p> <p>(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。</p>	<p>(1) 任意予防接種としておたふく 2,000 円、ロタに対しては 8,000 円の助成を行っている。インフルエンザワクチンについては平成 28 年度から、助成対象・回数拡大し、1 歳から小学生は 2,000 円を 2 回、中学生は 2,000 円を 1 回助成している。</p> <p>(2) 高齢者の肺炎球菌は、平成 26 年 10 月より定期予防接種となり、自己負担 3,000 円(4,500 円助成)で実施している。2019 年度以降も未接種の方は引き続き定期予防接種の対象としている。</p>	<p>健康推進課</p> <p>健康推進課</p>
X. 地域医療構想について(公的病院の存在する市町のみ)		
<p>今年、石川県地域医療構想を含めて石川県医療計画が確定して具体化されています。全国では公的病院の統廃合が進められている状況です。地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。</p>	<p>石川県医療計画において、県は、あるべき医療提供体制の実現に向けて必要な対策等を協議し、あくまで、各医療機関の自主的な取組に任せる旨の記載となっており、当院では、当分の間、病床削減や外来診療科の縮小などは考えておらず、現在の医療機能を維持する方針としております。特に、医師については、現在の診療科目を維持するための専門医の確保、休止中の脳神経外科の再開及び精神科の常勤化が当院に求められていると考えており、これらの医師の確保に努める必要があります。また、看護師については、修学資金制度によりその確保に努めていますが、慢性的な看護師不足の解消には至っていない状況であります。</p>	<p>輪島病院</p>

i. 生活保護について(市のみ)		
<p>(1)生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>(1)本福祉事務所においては、生活保護の受給を希望される方に申請書類を渡さなかったり、相談者を追い返すといったことは一切ありませんし、必要に応じて早急な支援を行っております。 急迫した状況にあつては、社会福祉協議会で行っているフードバンクや、生活費の貸付制度などを活用いただくなど、保護費を受給するまでのつなぎとしての支援も行っております。</p>	福祉課
<p>★(2)ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。</p>	<p>(2)本市では、生活支援係に配属された職員で社会福祉主事の資格を持っていない者については、資格取得のための研修を受講させ、1年間かけて社会福祉主事資格を取得させています。 資格取得により、ケースワーカーとして十分な知識を有した職員によって、必要に応じた支援や適格な指導が行っていると考えます。</p>	福祉課
<p>(3)生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。</p>	<p>(3)自立相談支援事業は社会福祉協議会に委託しておりますが、利用者に対しては福祉事務所と社会福祉協議会で連携し、情報共有しながら支援を実施しております。 必要に応じて生活保護制度を案内しており、中には保護申請となるケースもあります。 窓口を増やしている分、把握できている数は増え、適正化が進んでいると考えております。</p>	福祉課
<p>★(4)夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。</p>	<p>(4)独自手当の新設については、現時点では判断が難しいと考えております。</p>	福祉課
<p>(5)埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。</p>	<p>(5)本福祉事務所では、申請時における違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要などは、行っておりません。 自動車保有については、法に沿って要件を満たすものに保有を認めております。 容認については、ケース毎に状況が異なることや、やむを得ないと認めた場合に限られることから、不用意に期待を抱かせてしまうことを避けるためにも、生活保護のしおり等への記載は今後も控えることとします。</p>	福祉課

<p>(6) 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架してください。</p>	<p>(6) 本市の「生活保護のしおり」には、受給者の「権利」と「義務」について明記しております。しおりは、カウンターに配置されていると、却って手に取りづらいと思われることから、カウンターには配置せず、生活支援の相談の際に生活保護制度の説明のために活用しております。</p>	<p>福祉課</p>
<p>★(7) 国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。</p>	<p>(7) 当市においては、緊急時の診療は概ね市立輪島病院であり、受診歴もあることから医療証の必要性は感じておりません。休日、夜間の急病時に受診した際には、後日、福祉事務所へ連絡するよう指導しています。</p>	<p>福祉課</p>
<p>(8) 資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応してください。</p>	<p>(8) 資産申告書をもって、保護世帯の資産確認を行っており、当該申告書の提出がなければ、世帯の資産状況の把握が困難であり、保護費の不正受給に繋がる恐れもあるため、提出は求めますが、強要はしていません。原則として、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金については、白物家電や自身の葬儀費用等その使用目的を確認した上で、保有を認めております。</p>	<p>福祉課</p>